

令和6年度3月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年3月25日(火) 午前9時30分～午前10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 題 議題 1 農業委員会会長の互選について
議題 2 農業委員会会長職務代理委員の互選について
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一 6番 齊藤 喜代治 7番 田中 宏
8番 吉田 英和 9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫
12番 平岡 豊子 13番 鹿島 正之助 14番 肥沼 正明
15番 中 茂紀 16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 5番 肥沼 一彦

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。鹿島会長職務代理のあいさつの後、農業委員会に関する法律第5条第5項の規定により、鹿島会長職務代理が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番 栗原 明夫委員、
12番 平岡 豊子委員を指名します。

議題1 農業委員会会長の互選について

議長： 初めに、現在会長が欠員となっておりますので、「農業委員会会長の互選について」を議題といたします。

会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」との規定がございます。

これにより、会長の互選を行いたいと思いますが、互選につきましては、指名推薦または投票の方法がございますが、指名推薦の方法により行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認め、会長の互選は、指名推薦の方法によることといたします。それでは、どなたか推薦はございますか。

委員： 鹿島会長職務代理委員を推薦します。

議長： 他にございませんか。

委員： （なし）

議長： ここでお諮りします。ただいま、会長に、私、鹿島を会長とする推薦がございましたが、これにご異議ありませんか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認めます。それでは、私、鹿島を所沢市農業委員会会長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、後程、当選の告知及び会長となることの承諾書に署名をさせていただきます。それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは、推薦をいただきまして、会長に選任していただきました鹿島でございます。会長として不慣れな部分もありますので、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれません。円滑に進められるよう精一杯務めさせていただきますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

議長： それでは席を移動し、引き続き議長を務めさせていただきます。

議題２ 農業委員会会長職務代理委員の互選について

議長： 次に、ただいま会長職務代理委員が欠員となりましたので、「農業委員会会長職務代理委員の互選について」を議題といたします。

互選につきましては、指名推薦または投票の方法がありますが、指名推薦の方法により行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認め、会長職務代理委員の互選は、指名推薦の方法によることといたします。それでは、どなたか推薦はございますか。

委員： 柳瀬地区の田中委員を推薦します。

議長： 他に、ございませんか。

委員： （なし）

議長： ここでお諮りします。ただいま、会長職務代理委員を田中委員とする推薦がございましたが、これにご異議ありませんか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認めます。それでは、田中委員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

委員： （異議なし）

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、後程、当選の告知及び会長職務代理委員となることの承諾書に署名をお願いします。それでは、田中会長職務代理委員からご挨拶をお願いします。

職務代理： このたび、会長職務代理委員に選任していただきました。至らぬ点も多くあるとは思いますが、農業委員会運営のために精進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございます。それでは、会長職務代理委員席に移動をお願いします。

議長： 次に、本日の総会における会長及び会長職務代理委員の互選結果につきましては、農地利用最適化推進委員に事務局からラインで報告してもらうということによろしいでしょうか。

委員： （委員了承）

議長： ありがとうございます。それでは、事務局から推進委員に報告をお願いします。

1 議案第1号 農地法3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は糍谷の7筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は7筆合わせて8,909平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は農地所有適格法人の農地取得によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は589平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：申請地での作付けの予定はどういった計画になっているのでしょうか。

事務局：許可後の予定に関しては、サツマイモや露地野菜を主品目として作付けし大豆や小麦といった作物も作付け予定となっております。

委員：作物の出荷ルートはどのように考えられているのでしょうか。

事務局：出荷ルートに関しては、許可要件の中にはありませんので事務局でも把握しておりませんが、出荷ルートは当然考えられていると思います。

委員：実績がないということですが、法人の従事する役員や従業員は農業の研修などを受けてから参入するのでしょうか。

事務局：法人として農地を取得する際には、個人で申請する場合の要件の他にいくつかの要件を満たす必要があります。役員要件では役員の過半数が、法人が行う農業に常時従事する構成員であることとなっております。このため、研修などを受けずに、農業従事者が中心となって耕作を行う形となります。

議長：他に、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、茶畑が一部残っていましたが、受人に話を聞いたところ、今後は残りの茶ノ木も伐根し、許可後は露地野菜を作付けすると

いうことでした。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 次に、受人の三ヶ島地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現況を確認したところ適切に管理されております。

議長： 次に、受人の糍谷地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現況を確認したところ適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字久米字峯です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は295平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農家住宅です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地に農家住宅を建築するものです。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は西狭山ケ丘二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は982平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は蓄電所です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、蓄電所を設置するものです。

以上1件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われれます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字柳野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は391平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を妻の母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われれます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,201平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年6月1日から令和13年5月31日までの6年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,191平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年6月1日から令和13年5月31日までの6年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中四丁目です。現況地目は畑で、面積は1,331平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年6月1日から令和13年5月31日までの6年間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島四丁目です。現況地目は畑で、面積は730平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年6月1日から令和13年5月31日までの6年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,563平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年6月1日から令和13年3月31日までの6年間です。

申請番号6番、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目です。現況地目は畑で、面積は4,589平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年6月1日から令和13年5月31日までの6年間です。

以上6件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認いたします。

- 議長： 申請番号２番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。
- 議長： 申請番号２番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号２番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委員： （全員挙手）
- 議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号２番については、承認といたします。
- 議長： 申請番号３番から６番までですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： （異議なし）
- 議長： それでは、申請番号３番から６番までについて審議します。初めに、北中地区について、地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。
- 議長： 次に、三ヶ島四丁目地区について、地区担当のご意見ををお願いします。
- 委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されております。
- 議長： 次に、三ヶ島五丁目地区について、地区担当のご意見ををお願いします。
- 委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されております。
- 議長： 申請番号３番から６番までについて、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号３番から６番までについて、承認することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委員： （全員挙手）
- 議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号３番から６番までについては、承認といたします。
それでは、議案第５号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画（原案）に係る意見照会について、農業委員会からの意見はなしとして回答してよろしいでしょうか。
- 委員： （異議なし）
- 議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

6 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、3件の通知がありました。

7 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会 （午前10時15分）